

平成２２年度、平成２４年度、平成２５年度及び平成２７年度包括外部監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、港区教育委員会から通知がありました。

平成２９年４月１３日

第１ 通知の範囲及び概要

- １ 平成２２年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ２ 平成２４年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ３ 平成２５年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１件です。
- ４ 平成２７年度包括外部監査の結果に関する報告等に基づき講じた措置は１７件です。

第２ 内容

[平成２２年度包括外部監査]

１ 「情報システムに関わる財務事務等の執行及び事業の管理について」

（１）自動貸出機の稼働率向上について

ア 指摘等の内容

自動貸出機の稼働率は平成２０年度からの１年間で上昇していますが、目標の４～５割には達していません。特に三田図書館は５台も設置しているにもかかわらず、稼働率は低調です。利用者の導線を考慮して自動貸出機の配置場所を変更するなど、稼働率向上の努力を行うべきです。

イ 講じた措置の概要

平成２８年３月に自動貸出機の機器の入替を行い機能の向上を図るとともに、機器のレイアウト変更を行うなど、稼働率向上を図りました。

[平成２４年度包括外部監査]

１ 「公の施設の管理・運営について」

（１）焼却炉の処分について

ア 指摘等の内容

グラウンドには使用していない焼却炉が２基あります。廃炉となった焼却炉が劣化することから、撤去することが望まれます。

イ 講じた措置の概要

箱根ニコニコ高原学園に設置されていた焼却炉（2基）については、平成28年3月に撤去しました。

[平成25年度包括外部監査]

1 「国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 国際学級検証委員会について

ア 指摘等の内容

国際学級検証委員会では、国際学級の目的である、1)日本人児童が、英語でコミュニケーションを図る機会が充実しているか、2)外国人児童に教育の機会の多様化を図っているか、などに関して検証を実施しています。今後の事業の見直しを図るためにも、引き続き効果的な活用が必要です。また、委員会の検討の結果は、適切なタイミングで公表することも検討の余地があります。

イ 講じた措置の概要

平成28年度に教育委員会政策課題検討会議を立ち上げ、国際学級の検証と今後の方向性について検討しました。その結果、東町小学校の国際学級の運営方法を見直すとともに南山小学校に国際学級を新たに設置するなど事業全体の改善を図ることができました。検討の結果を踏まえ、今後の国際学級の方向性については区ホームページや広報紙に掲載しました。

[平成27年度包括外部監査]

1 「スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について」

(1) 協議会会議録の不作成について

ア 指摘等の内容

放課GO→あかさか、放課GO→しろかねの2実施校で協議会会議録が作成されていなかった。会議録は確実に作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年度から協議会実施後、直ちに議事録を作成しています。作成漏れがないように必ず確認しています。

(2) 事業の有効性について

ア 指摘等の内容

スポーツ推進計画ではプレーパークの推進をうたっている。スポーツ推進計画において、スポーツは目的を持って意識的に行う身体活動の全てであると広くとらえているが、プレーパークの所管課はスポーツ推進計画での位置づけについて、プレーパークには目標に向けて努力を促すような要素はなく、身体を動かすことや仲間とコミュニケーションをとることが広い意味ではスポーツにつながる可能性もあるが、それを目指すものではないとしている。本事業がスポーツ推進計画においてどのような有効性を発揮できるのか、再度確認が必要である。

イ 講じた措置の概要

子ども達に自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会を提供し、様々な経験と交流を通じて、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えるためプレーパークを推進しています。プレーパークは、大人たちが見守りながら子どもが自由発想で責任を持ちながら遊び、幅広く多様の種類があります。スポーツ推進計画においてプレーパークは、子どもの運動環境の充実という視点で計画計上している事業ですので、今後も関係課と連携し、スポーツ推進計画の推進に努めます。

(3) ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について

ア 指摘等の内容

ラグビー普及事業は公益財団法人日本ラグビーフットボール協会への委託により実施している。契約金額について、見積書は一式 8,650,000 円となっており、当該見積書に内訳の記載があったが、一式の内訳を実施項目ごとに前期と後期に分けて記載されたものが全体の 95%にのぼっていた。ラグビー協会の実施報告に記載された業務については、実施方法及び経費内訳は見積上明らかにされていない。キスポート財団からラグビー協会への委託料は、見積に基づいて支出されているため、委託料の最終的な使途が不明になっている。所管課及びキスポート財団はラグビー協会への委託業務について適切に管理監督する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度は業務委託の契約締結時において、見積書の内訳の詳細を記載しました。例としては、KISSポート誌招待チケットプレゼントの事業やトップリーグ「港区DAY」等の事業など各事業を項目ずつに分けて、記載し、積算根拠を明確にしました。

(4) ラグビー普及事業業務委託の実施項目について

ア 指摘等の内容

ラグビー普及事業の実施報告の中に、仕様書にない項目が記載されていた。仕様書にない項目を実施するには、通常は経費の追加的発生が伴い、契約の変更が必要なはずであるが変更は行われていない。追加的支出がないとしても、仕様書に定めのない事項について実施したものとして、委託業務の実施報告に記載する場合は、委託業務外であることを明記すべきである。所管課及びキスポート財団は、ラグビー協会への委託業務について適切

な管理監督を行い、かつ、実施報告の内容についても十分に確認する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から仕様書にない項目については実施報告書に記載しないこととし、適宜、業務実施状況の確認の打合せを行い仕様書に基づき履行されたことを確認することとしました。

(5) 実施報告書（年報）の作成について

ア 指摘等の内容

タグラグビー教室業務委託において実施報告書（年報）が作成されておらず、区によると実施報告書3月分が年報を兼ねた内容で作成されているとのことであった。当該報告書を実施報告書（年報）として位置付けるのであれば、その旨を明記する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成27年度からタグラグビー教室の実施報告書を月報と年報とに分けて作成することとしました。

(6) 障害者スポーツの推進体制の確立について

ア 指摘等の内容

スポーツ推進計画において障害者がリハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えるとしており、そのためには障害者を対象としたスポーツ事業を充実させる必要があるが、生涯学習推進課だけの取組では限界があると言える。したがって、障害者福祉課とも連携して取り組む必要がある。区は障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発や障害者スポーツ指導者の育成にとどまらず、障害者スポーツ事業を充実させるために、障害者福祉課等の関係部署、スポーツ推進委員、スポーツ関係団体等との連携体制を強化するよう、障害者スポーツの推進体制を確立する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度は、日本パラバレーボール協会、日本ゴールボール協会と連携し障害者スポーツの体験事業や障害者福祉課と連携し障害者タグラグビー教室を実施することで障害者スポーツの連携体制を強化しました。

(7) 社会体育団体育成事業に係る講師謝礼の支払証明書類について

ア 指摘等の内容

社会体育団体育成事業に係る講師謝礼について、社会体育団体から講師に謝礼を支払った後、講師が受領したことを証明する書類を提出するものと規定しているが、区はこの証明書類の提出を受けていない。区は社会体育団体に対し、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を求める必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から講師が社会体育団体から謝礼を受け取った領収書の写しを提出しても

らうこととしました。

(8) 体育協会補助金の概算払の清算について

ア 指摘等の内容

体育協会に対する補助金は、四半期ごとに分割した概算払により交付されている。清算についてはそのつど清算することなく、金額が確定した後に一括して行っている。概算払の清算についてはそのつど清算することが原則であって、一括して清算することは区長が特に必要と認める場合といった例外に限られる。起案書において例外規定による理由は記載されていない。例外規定を適用するのであれば、特に必要と認める理由について、起案書に具体的に明記しておく必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から補助金の支出・清算方法を見直し、港区会計事務規則第90条第1項第2号の規定に基づく前金払とし、金額が確定した後に一括して清算する方法に変更しました。

(9) 再委託の承認について

ア 指摘等の内容

平成26年度スポーツセンター管理運営において、ろ過装置保守業務、可動床保守業務、プール躯体保守業務について、再委託が承認されているが、ホームページ保守業務については、再委託が承認されていなかった。区は指定管理者が再委託している業務の網羅性を確認し、再委託している業務があれば、漏れなく承認申請を行うようにする必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度のホームページ保守業務を含めたすべての再委託業務については、再委託申請受付時に漏れがないことを確認したうえで再委託承認を行いました。

(10) 履行確認及び請求内容の確認の徹底について

ア 指摘等の内容

水泳指導業務委託について、業務報告書と請求書の記載内容が整合していない点が多数存在していた。請求書と業務報告書の時間の突合をしていない。また業務報告書に合計時間数の記載がないものが多数あり、請求書との突合ができないものもある。業務報告書は指導員ごとに作成されており、学校単位での集計はされていないため、請求書との突合ができない。業務報告書の記載方法が指導員によって異なるなど、記載方法が統一されていないため、集計時間の信憑性も低くなる。区は業務報告書の集計時間を精査し、請求書との整合性について確認し、過不足額を清算する必要がある。

イ 講じた措置の概要

業務報告書と請求書の整合性について確認を行った結果、平成26年度1,296円、平成27年度432円の過払いがあったため、委託事業者から返金してもらいました。

(1 1) 事前打ち合わせに係る時間の請求について

ア 指摘等の内容

仕様書において定めのない事前打ち合わせ 2 7 時間が、1 時間 400 円で請求されている。また当該時間については、業務報告書に何ら記載されていない。事前打ち合わせの時間については、業務の一部であることは認められるとしても、仕様書において定めのない業務である以上、単価契約分としての請求を認めるべきではなく、総価契約分で賄うべきである。

イ 講じた措置の概要

平成 2 8 年度から事前の打ち合わせに係る請求については、管理運営経費に含まれていることを仕様書に明記しました。

(1 2) 業務報告書の時間集計方法の統一について

ア 指摘等の内容

業務報告書について、時間数が誤っていたり、総時間数が記載されておらず、請求書と突合できないものが多数存在した。特に端数時間の取扱いが指導員によって異なっており、結果として総合計の時間数、請求する時間数が異なっている。指導時間に端数が生じた場合、30 分単位で計算し 30 分に満たない端数時間は切り上げることとされているが、端数時間を切り上げる単位については示されていない。区は仕様書において端数時間の集計方法について詳細に明示し、業務報告書の時間集計方法が統一されるよう徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 2 8 年度から業務報告書の集計方法が統一できるように仕様書に明記しました。

(1 3) 大会参加費返納請求書の作成について

ア 指摘等の内容

大会に参加しなかった場合、大会参加費支給要綱第 7 条の規定により、区長は部活動大会参加費返納請求書により、各学校に対し、負担金の返納を請求しなければならない。しかし、大会参加費返納請求書を作成することなく、負担金の返納を受けている。大会参加費支給要綱に従い、大会参加費返納請求書を作成する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成 2 8 年度から部活動大会参加費返納請求書を作成し、学校に送付するよう徹底しました。

(1 4) 大会参加費に係る事務の効率化について

ア 指摘等の内容

大会参加費に係る事務は、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと比較して効率的ではない。部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと同様に、あらかじめ各学校に予算を配

当する方法によることを検討する必要がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度から大会参加費に係る予算は学校配当としました。

(15) 預金口座の名義について

ア 指摘等の内容

スポーツ部会が平成26年度の収入・支出に使用している銀行口座の通帳の名義が、平成15年当時の実行委員会事務局次長のままとなっていた。口座の管理上、名義は実際の代表者と一致させることが必要である。

イ 講じた措置の概要

キスポーツ財団に口座名義を実際の代表者名に改めるよう指導を行い、平成27年度にスポーツまつり実行委員会事務局のスポーツ事業課長名義に変更したことを確認しました。

(16) 支出の証憑類について

ア 指摘等の内容

スポーツ部会の現金出納簿は、物品の購入の請求書、納品書がないものや、領収書に品代とのみ記載されており、内容が不明なものが散見された。物品の購入について品目・数量の明細は支出の適切性を担保するために重要であり、また翌年度の参考情報ともなるので、相手先から入手し保管することが必要である。また、イベントの謝礼の請求書について、但し書きがすべて空白となっていた。請求書の但し書きの部分を記入するよう、相手先に徹底する必要がある。

イ 講じた措置の概要

キスポーツ財団に物品購入に係る請求書、領収書の内容の明確化、講師謝礼の但し書きの記入について徹底するよう指導を行い改善したことを確認しました。

(17) 文化財保護奨励金の申請書について

ア 指摘等の内容

文化財保護奨励金の交付申請書について、提出期限後に提出した対象者が複数件あった。提出が遅れても奨励金の受給に支障がないことが続けば、対象者にとって期限が有名無実化している可能性もある。文化財の保護に関する業務や奨励金の活用の実態を考慮して、提出期限を再検討する余地がある。

イ 講じた措置の概要

平成28年度は、提出期限を9月30日に変更するとともに、9月下旬で未提出の対象者に催促を行いました。その結果、辞退者を除く全員が期限までに提出を完了しました。